

熊本を支える地元団体向け
復興経験と知見をつなげる
助成&研修事業

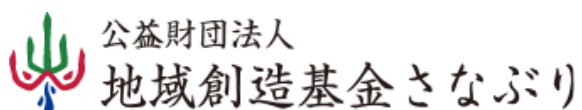
東北、神戸、中越、海外から熊本へ



ジャパン・プラットフォーム熊本支援事業

「熊本・復興経験と知見をつなげる活動研修への助成事業」

募 集 要 項



2017年3月

主 催 特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

実 施 公益財団法人 地域創造基金さなぶり

1. 趣旨

熊本地震に対応する民間の復興支援を担う多様な団体・グループの役職員が、過去の大規模自然災害の復興過程を担った組織や個人から学び、それを熊本地震への復興活動に活かすための研修等に対して資金支援を行う。

JPF は、熊本地震に起因する被災者の方々の「自立」、「共生」、「こころ」を支えることを目指し、熊本地震の支援活動のため JPF へお寄せいただいた寄付金を財源として、支援活動に共に取り組む非営利組織、市民活動団体等、ボランティア団体、自治会等をサポートさせていただきます。

2. 活動研修助成

a) 対象となる団体・グループ

- 1) 熊本地震に対する復興支援の実績、並びに今後も関わっていこうとする意志をもっていること。
- 2) 熊本県内に、活動の本拠地を置いている組織であること。
- 3) 法人格は必須ではありません。但し、規約に類するものや役員名簿など、何等かの組織としての実態が確認できる書類があること。
- 4) 活動内容の報告と、活動報告に必要な経理を適切に管理できる団体であること。
- 5) 本助成事業の一環としておこなわれる、事前・事後研修への参加が出来ること(助成決定後に詳細をお知らせします)。

b) 対象となる事業

- 1) 過去の大規模自然災害の被災地で活動する復興支援組織への訪問やヒアリング、調査等を通じて、住民主体の復興に必要な知見や技能の習得を目指し、それをもって熊本地震の復興の推進に寄与しようとする事業。
- 2) 復興支援に必要であると考えられる範囲であれば、特に活動の分野を定めません。
※申請頂くのは、組織の「研修計画」になります。申請時点で、研修として訪問する地域や訪問する団体が決まっていなくても結構です。組織として熊本地震に関するどのような復興支援活動に取組み、そのなかでどのような課題が生じ、それをどのような形にしたいかという部分を整理してください。
※被災地への訪問が原則ですが、当該地域で活動する専門家・有識者(大学教員等に限定せず)を招聘する取組みを実施(訪問と招聘の併用)することも可とします。

3. 助成上限額:最大 85 万円

- a) 人件費等:50 万円 ※【6. 助成対象費目 a】を参照してください。
- b) 研修旅費:35 万円(最大額/実費)※【6. 助成対象費目 b】を参照してください。

4. 助成対象となる事業期間

2017年6月1日(木)～2017年11月30日(木)までとします。

5. 申請の受付時期と決定時期

a) 応募期間:

- 1) 紙での送付の場合は、2017年4月3日(月)当日消印有効
- 2) 電子メールでの提出の場合は2017年4月3日 18:00 までに送信し、添付できない書類は、紙で送付してください。その場合は4月4日中に発送してください。

b) 助成決定時期: 2017年5月中旬を予定

6. 助成対象費目

a) 人件費分・50万円に含まれるもの

- 1) 申請団体の職員等の人件費(本事業に関する準備や調整、試行的な取組み等、本申請事業に従事した業務時間に応じた人件費支出として計画してください)
- 2) 本事業に関わる地元地域等の協力者への謝金
- 3) 本事業で訪問する、或いは招聘する有識者、或いは組織への謝金
- 4) 本研修の結果を踏まえた何等かの取組みを「本事業期間中」に実施する場合は、10万円を限度に「事業費」的な支出も認められます。

※申請時には、使途・用途を確定していなくても結構です。

※各地への訪問をしたのち、各地での学びや知見を活かした試行的な取組み、或いは研修講師としての招聘等へ充当することなどを想定しています。

b) 研修旅費分・35万円に含まれるもの(最大額/実費精算)

- 1) 熊本から各地へ訪問する際の研修旅費(旅費交通費+宿泊費 ※食費を除く)
- 2) 各地の有識者を熊本へ招聘する際の招聘費(旅費交通費+宿泊費 ※食費を除く)
- 3) 本プログラムにおいて実施する事前・事後研修会場への旅費交通費
- 4) その他、本事業の目的に即して必要な旅費交通費

※申請時に研修旅費の明細の提出は不要です。助成決定後に提出いただきます。

c) 予算計上・経費計上できる支出は契約期間中に発注・支払を行ったものに限りです。

d) 本助成金の充当ができない支払

- 1) 費目を問わず、自治体職員への支払は認められません。

※自治体職員:専ら、自治体の職員として職務にあたる勤務時間が週40時間のうち30時間以上、勤務しているもの(但し、行政職員が本助成金以外の資金を用いて、訪問研修に同行して頂くことは妨げません)。社会福祉協議会や外郭団体は、自治体職員という立場がなければ、充当できます。

※自治会長等が制度上、行政の特別職になっている場合でも、前項の位置づけから外れていれば、助成金の支出対象となります。

※行政職員であっても、住民の立場で自治会等の役員を務めている場合は、助成金の支出対象として頂いて構いません(各自治体の総務課等にご確認下さい)。

- 2) パソコン等の資産や物品の購入
- 3) 研修旅行時の飲食代(ホテル等の有償朝食分を含む)
- 4) 家賃や水道光熱費等、人件費以外の一般管理費等
- 5) その他、記載のないもので助成金の充当を希望する場合は、事前に事務局までお問い合わせください。

7. 他助成制度との重複申請

申請の時点では、同一の事業を他助成制度と重複して申請することを妨げませんが、申請書内に必ず概要を記載してください。申請事業が採択された場合は、他助成制度と重複して申請している支出については、いずれか一方から助成を受ける形に調整していただきます。

8. 申請の際の留意点

- a) 申請書の提出をもって、本募集要項の記載内容に合意したとみなします。
- b) 審査の結果、申請額から減額する場合があります。
- c) 提出書類等に虚偽の記載があった場合には、助成金の返還を求める場合があります。

9. 提出いただく書類

- a) 申請書・予算書【指定様式】
- b) 団体の定款や規約、役員名簿等
※規約等の作成がまだの場合は、添付不要です。
- c) 団体の直近年度の事業報告書
※申請時に、活動開始から1年未満の団体で事業報告書が未作成の場合は、代替として団体の活動がわかる資料
- d) 団体の直近年度決算書
※直近年度の団体の会計報告書(収支・活動計算書など)
※申請時に、活動開始から1年未満の団体で決算書が未作成の場合は添付不要です。
- e) 団体の2017年度事業計画書(任意提出)
※もし既に作成したものがあれば、ご提出ください。
- f) 団体の2017年度予算書(任意提出)
※もし既に作成したものがあれば、ご提出ください。
- g) 追加資料(任意提出)
※団体資料・パンフレット、ニュースレターなど
※申請書・予算書のみ指定様式で、あとは各団体の様式で結構です。

10. 審査・交付: 審査にあたって重視する点

- a) 募集要項に定める、対象団体・対象事業であるか。
- b) 申請時に、訪問先地域、訪問先が確定している必要はないが、本助成を通じて改善していきたい「課題」についての考えが、明確であるか。

- c) 活動地における既存の組織や仕組みを最大限に尊重し、支援団体間の連携、行政や民間企業・市民などとの連携を積極的に行おうとする意志を有しているか。

11. 助成決定

- a) JPF の審査手続きを経て決定します。
- b) 決定後、助成の可否についての通知を、電子メールにて送付します。通知には助成決定日から数日かかることがあります。
- c) 通知内容についてのご質問には原則お答えすることができませんので、ご了承ください。

12. 契約

事業承認後、原則 1 ヶ月以内に助成を受ける団体と JPF との間で支援実施契約書を交わします。詳細は、助成決定時にお知らせします。

13. 助成金の振込口座

個人名義の金融機関口座、並びに名義人に関わらずインターネット銀行は、助成金の振込には用いることができません。詳細は、助成決定時にお知らせします。

14. 活動の報告等

助成を受けた団体は、JPF に対し、事業の終了後 2 ヶ月以内に、最終事業報告書、並びに会計報告書(証拠証憑等)を提出していただきます。様式等詳細は採択団体に、別途お送りします。

15. お問い合わせ先

- a) 本事業全体のお問い合わせ

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム 国内事業部 熊本担当

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町 GN 安田ビル 4F

E-mail: proposal@japanplatform.org Tel:03-6261-4751 Fax:03-6261-4753

URL: [http:// www.japanplatform.org/top.html](http://www.japanplatform.org/top.html)

- b) 助成プログラムの中身についてのお問い合わせ・申請書の送付先

公益財団法人 地域創造基金さなぶり 熊本助成チーム (鈴木・雨田/あめた)

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 3F

Tel 022-748-7283 FAX 022-748-7284

E-mail ktg@sanaburifund.org

※ 助成に関するお問い合わせを電話にて頂く場合は、月曜～金曜・9時半～16時半まで
にお願い致します。